

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見を表明することにある。

準用通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

(1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(2) 決算報告書は、学長による了算の了承並びに監査法人の監査報告書並びに監査意見

監査報告書に対する報告

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載